

住宅ローンをご検討されているお客様へ

住宅金融支援機構提携 長期固定金利の住宅ローン

ヤマダフラット35

令和元年10月適用金利のお知らせ

【ヤマダフラット35】

融資率(※1)90%以下及び借換の場合(フラット35PLUSと併用で100%までご融資可能※2)

ご融資金利(全期間固定金利)			融資事務手数料(税抜)※3 ご融資金額×
団信種別等	20年以下	21年以上35年以下	
新団信(一般)	年 1.06 %	年 1.11 %	1.10 %
新団信(夫婦連生)	年 1.24 %	年 1.29 %	
新団信(3大疾病)	年 1.30 %	年 1.35 %	
不加入	年 0.86 %	年 0.91 %	
旧団信(注1)	年 0.77 %	年 0.82 %	

(注1)旧団信のご融資金利は、平成29年9月30日以前の借入申込受付分(買取仮承認済み)のもので、

【フラット35S】

【ヤマダフラット35】をお申込みのお客様が、省エネルギー性・耐震性等、質の高い住宅を取得する場合に【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

金利引き下げプラン	金利引き下げ期間	金利引き下げ幅
Aプラン	当初10年間	年▲0.25% (注2)
Bプラン	当初5年間	

(注2)平成29年9月30日以前の借入申込受付分(買取仮承認済み)の金利引下げ幅は年▲0.3%です。

【ヤマダフラットPLUS】

フラット35のご利用が建設費・購入価額に対して90%となる場合にフラット35と併せてご利用いただくことで残りの10%以内がご融資可能となる住宅ローン

ご融資金利(固定)	融資事務手数料(税抜)※3 ご融資金額×
キャンペーン金利 年 2.80 %	2.00 %

※1 融資率とは建設費・購入価額に対して、フラット35のお借入額の占める割合をいいます。

※2 合算上限金額は、8000万円となります。

※3 融資実行日時点での消費税率が適用されますので、ご注意ください。

YAMADA ファイナンスサービス

株式会社ヤマダファイナンスサービス 〒370-0841 群馬県高崎市栄町1番1号 TEL:027-345-8822(9:00-18:00 1/1休み)

貸金業者登録 関東財務局長(1)第01513号

日本貸金業協会会員 第005967号

ホームページ <https://yamada-finance.co.jp>

返済等のご相談は日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
TEL:0570-051-051(受付時間9:00~17:30 休:土、日、祝日、年末年始)